

●規制対象になる屋外広告物ってなに?????

常時または一定の期間継続して、建物などの外側や建物から独立して設置され、公衆に対して一定の観念やイメージ等を表示したものです。

例えば、看板、立看板、はり紙、はり札、広告旗、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され表示されたもの、アドバルーン、ネオンサイン、自動車のボディの外側に表示されるもの及びこれらに類するものをいいます。

営利・非営利の別、掲出者がだれかは問いません。

「常時または一定の期間継続して」とは、24時間、毎日表示されているばかりでなく、営業時間中のみ表示するような場合、あるいは、閉店後に閉めたシャッターに表示される広告なども含まれます。

「公衆に対して」とは、総合的に判断して、だれかれの区別なく表示されるということの意味します。

このため、駅の構内や運動場、あるいは遊園地など、閉鎖的な施設に入場した者に対して表示される広告物は除かれます。

「一定の観念やイメージ等」とは、文字やシンボルマーク、あるいは商標など（同時に表示される背景を含む。）だけでなく、写真、絵画、彫像などを含めたものをいいます。

★ 壁面利用広告の表示面積 ★

建物等の面をそのまま利用する広告で、壁面等の上に文字等を表示する場合は、原則として、その文字等の表示範囲が広告物として規制対象となります。ただし、文字等の周囲の壁面等の塗装色や地肌を含めてデザインされ、または地の色がシンボルカラーである場合等は、当該範囲全体が広告物の表示面積として規制対象になります。